

第四十五回帝國議會 狩獵法中改正法律案委員會會議錄(速記)第四回

會議

大正十一年三月二十日午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 松浦五兵衛君

理事 野熊君 松浦五兵衛君

山口 野熊君 義隆君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

狩獵法中改正法律案

○松浦委員長 ソレデヤ是ヨリ開會シマス

○山口委員 本狩獵法案ニ付キマシテハ、十分ニ質問其他

審議ハ盡シタモノト思ヒマスカラ、早速討論ニ入ッテ戴キタ

イ、ソレニ付テ私ハ一ツノ意見ヲ申述ベル、即チ原案ニ付キ

マシテ、修正ヲ致シタイト考ヘマス、此一等ノ稅ヲ半額五

十圓ニ致スノデアリマス、ソレカラ二等ヲバ三十圓ニ致ス

ノデアリマス、ソレカラ三等ト云フ所ニ付テ文字ノ修正

ヲ致スノデアリマス「一等、二等及四等以外ノ者」トアリマ

スノヲ三等ノ下ニ「一等及二等以外ノ者」ト斯ウ云フ風ニ修

正ヲ致スノデアリマス、ソレカラ此四等ヲ削除致シマス、四

等ト關聯致シマスル「前項四等ニ該當スル」云々ト云フ條項

ハ之ヲ取ツテシマヒマス、ソレカラ「第一項ノ免稅稅ハ收入

印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ」トアルノヲ「前項ノ免稅稅ハ收入

印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ」ト修正シマス、ソレデ此修正ノ理

由ヲ簡單ニ申シマスレバ、政府ノ意見ニ依リマシテモ、本案

提出ノ理由カラ見マシテモ、此野生鳥獸ノ濫獲ヲ防ギ、隨テ

農林業ニ及ボス所ノ被害ノ程度ヲ少カラシムルト云フコト

ハ、本改正案ノ趣旨デゴザイマスガ、此今回ノ稅額ニ付テ見

マスルト、餘リ突飛ナル上ガ方デアラウト思ヒマス、是マデ

ノ例ヲ以テ見マシテモ、斯ノ如ク餘リ稅額ヲ高メル所ノヤ

リ方ニ於テハ、往々其目的ト反シタ結果ヲ見マシテ、却テ吾

々ガ憂フル所ノ密獵者ヲ出スコトガ往々アル、又ソレガ爲

ニ、意外ノ被害ヲモ生ズルヤウナコトガ澤山アツタノデアリ

マスカラ、先ヅ此突飛ナル上ガ方改メルガ爲ニ、一等二等

ノ稅額ヲ五十圓三十圓ニ下ゲマシタノデアリマス、而シテ

四等ヲ削除致シマシタノハ、主トシテ狩獵ヲ以テ生計ヲ立

テルト云フ純職業者、是ハ見定メルコトガ極メテ困難デア

リマス、又一方カラ見マシテモ、是マデノ實例カラ以テ見マ

シテモ、或ハ千或ハ二千五百ニ止マル所ノ人數デアリマシ

テ、主ニ是等ノ人ハ自ラ本當ノ職業ト云フコトノ意味ニ於

キマシテハ、十分是ハ定メルコトハ出來ナイモノト思ヒマ

スノデ、却テ四等ヲ置クト云フコトハ、此濫獲ヲ防グノ目

的ニ悖リ、或ハ此稅ヲ課ケタ所ノ其目的ハ、此四等ニ流レ込

ンデ往々意外ノ結果ヲ來サウナコトガアルト思ヒマスル

デ、寧ロ此場合ニ於テ、此四等ヲ設ケル必要ハナイモノト私

共ハ考ヘルノデアリマス、サウ云フ大體ノ意味ニ於キマシ

テ此修正案ヲ提出シタ譯デアリマスガ、御同意ノ御方ガア

リマスレバ、尙又其意見ヲバ補足ヲ願フテ置キタイト思ッテ

居リマス

○岩本委員 私ハ只今ノ山口君ノ修正ノ勳議ニ贊成ヲ致シ

マス、此修正ニ贊成スルト同時ニ、私ハ更ニ一個ノ希望ヲ茲

ニ附加ヘタイト思フノデアリマス、其希望條件ハ、即チ密獵

取締ヲ嚴重ニ致シテ貫ヒタイ、ソレカラ從來鑑札ノ狩獵免

狀ヲ携帶シテ居ルコトヲ見易クシナイ爲ニ、密獵者ヲ多ク

出シタト云フヤウナ實例ガアリマスカラ、今後ハ見易キ所

ニ狩獵免狀者ノ記章ヲ帶ブルコトヲ一ツ制定シテ貫ヒタ

イ、斯ノ如ク致シマシタナラバ、自然此密獵取締ト云フコト

ハ洵ニ容易ク出來ルコトデアラウト思ヒマスノデ、斯ウ云

フ希望ノ條件ヲ附シタイト思フノデアリマス、尙今一ツハ、

此狩獵法ヲ改正致シマシテ收入ノ多クナツタ其分ヲ、今後ハ

成ベク鳥獸ノ研究ニ今少シク費用ヲ多ク使ッテ、十分將來モ

此有害無害ノ鳥獸ノ研究トカ、或ハ獵區ノ設定トカ、サウ云

フ點ニ付テ相當力ヲ入レテ貫ヒタイ、是ハ本案通過ノ後ニ

於テ、即チ政府當局ニ此ニ考慮シテ貫ヒタイ、斯ウ云フコト

ヲ附加ヘテ本案ニ贊成ヲ致スノデアリマス

○山口委員 一寸先程申渡シマシタコトヲ一言附加ヘテ置

キマス、即チ一等二等ノ稅額ヲバ低下スルト云フ理由ノ中

ニ於キマシテ、更ニ本會以來、其家族ト戸主ガ同一ノ稅額ヲ

納メルコトハドウデアラウカト云フ意見モアリマスシ、是

ハ獨リ本會ノミデナク、委員會ニモアツタ議論デアリマス

シ、又世間デモサウ云フ意見モアル譯デアリマスカラ、丁度

家族ヲ半減シテ貫ヒタイト云フ意見ガ吾々ノ耳ニ入ッタノ

デアリマスガ、其意味ニ於キマシテモ、私ガ出シタ修正ノ如

ク致シマス、丁度此意見ト合致シマシテ、穩當ノ處置デア

ラウカト思フ、是モ一ツノ修正ノ理由ニナツテ居リマス、尙

ホ岩本君ノ今ノ御希望ハ、私共全ク贊成ヲ致ス次第デアリ

マスガ、山口君ノ要旨ハ一等百圓ヲ五十圓ニ、二等五十圓ヲ三

十圓ニシテ、三等ハ一等及二等以外ノ者、是ハ十五圓、「四等

主トシテ」是ハ削ル、「前項四等」モ削ル、「第一項」ヲ「前項」

ト改メル、第十一條ハ原案通り、ソレカラ希望條件ハ斯ナ

文句ニシタラドウデス、希望條件ハ、一、密獵者ノ取締ヲ便

宜ナラシムル爲メ狩獵免狀ノ外記章ヲ携帶セシムベク農商務

省令ヲ改正セラレンコトヲ望ム、二、本改正ニ基ク增收額ハ

順次鳥獸ノ研究及密獵取締費ニ充用セラレンコトヲ望ム、

斯ナ意味デ宜シウゴザイマスカ

〔結構デス〕ト呼フ者アリ

○松浦委員長 ソレデハサウ云フコトニ決定シテ、御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○松浦委員長 ソレデハサウ決定致シマス、是デ閉會致シ

マス

午前十時五十五分散會

大正十一年四月七日印刷

大正十一年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局